

別記様式(第 7 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町文化財保護審議会
- 2 会議日時 令和 4 年 6 月 20 日(月) 10 時 00 分から 11 時まで
- 3 開催場所 富士川町教育文化会館 3 階会議室
- 4 出席者数 (1) 委員 7 名
(2) 事務局 4 名
- 5 議題 令和 3 年度補助金交付実績について
年間行事予定について
- 6 審議会内容
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 教育長あいさつ
 - (4) 役員選任
 - (5) 会長あいさつ、
 - (6) 議事
 - ①令和 3 年度補助金交付実績について
 - ②年間行事予定について
 - ③その他
 - (7) 閉会
- 7 発言の内容
 - ① 令和 3 年度補助金交付実績について
事務局 「令和 3 年度補助金交付実績について」 報告
富士川町文化財保護事業補助金交付要綱に基づき交付した結果を報告した。
委 員 (意見なし)

② 年間行事予定について

文化財保護審議会に関係する年間行事について説明した。

県指定文化財である旧菴米学校校舎の軒修繕や雨戸修繕を令和4年度中に予定していることと、平成30年に実施した耐震診断を基に、令和5年から2～3年かけて耐震改修を含む大規模改修を計画しているが、県指定文化財であることから県文化財課と協議しながら進めることを説明する。

塩の華へ整備を予定している歴史文化館について、資料を基に説明した。

委員 富士川舟運では塩が運ばれており、鰍沢河岸で詰め替えられた塩は鰍沢塩として長野まで運ばれた。新たに整備される資料館で鰍沢塩を販売したらどうか。また、天戸地区の入口には、富士川舟運が栄えていた頃、この水を飲めば長寿になると、旅人たちの喉を潤した沢の水がある。この水も、販売若しくは記念品として提供できないか。

事務局 交流センター塩の華は、国や県の補助金を活用して整備した施設であり、今回、資料館に用途変更する際に、用途変更後に収益施設として使用してはならないという制約がある。そのため、入館料も取れないし、鰍沢塩のようなお土産品も販売はできない。敷地内の土地を貸すことは出来るので、販売機などを設置することを検討する。

また、沢の水については、衛生面から飲み水として販売や持ち帰りはできないと考える。

委員 学校の校外研修としての利用や、町民への周知、観光資源としての活用を考えてほしい。

事務局 子どもが興味を引くような展示を予定しているので、町内外の校外学習として活用いただくよう、周知していきたい。人物館には今まで知られていなかったような人物30人が紹介されるので、オープンの際は、広報などで町民にも周知していきたい。今後は、産業振興課と連携し、当該施設を観光施策の一部として活用できればと考える。

委員 資料の展示物は、何年か周期で替えていくのか。

事務局 展示資料は随時替えられるような展示方法を予定しているので、今後新たな資料が出てくれば展示の入替えも検討する。また、2階の企画展示室で年間を通して企画展を計画し、何度も来館いただけるよう工夫をしていきたい。

委員 富士川舟運で陸揚げされた荷物は、富士川町から陸路で運ばれた。陸路では牛や馬で荷物を運ぶが、牛や馬が舐めやすいよう塩を置いておく塩舐石が道沿いに点在していた。塩舐石を資料館で展示できると良いと思う。

事務局 町内に塩舐石が存在していることは承知しているが、個人宅の敷地内であるため展示の目途は立っていない。委員の皆さまにも展示に向けてご協力をいただきたい。

③ その他

事務局 文化財保護法が改正され、国の登録制度が、これまで有形文化財だけだったが無形文化財も登録出来ることとなった。町の新たな指定文化財も含め、指定や登録ができそうな歴史資料があれば情報提供をお願いしたい。

委員 (了承)

8 閉会